

継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応

— 継続企業を前提とした財務諸表の作成が

適切ではないと監査人が判断する状況に注目して(1)—

坂 柳 明

1. はじめに—継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではないと監査人が判断する状況を想定する意味

企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（継続企業（going concern）¹⁾の前提）が疑わしい状況で、その財務諸表を監査する監査人がどのような判断を行い、監査人の対応はどうなるのかを論理的に導くことは、監査制度を設計するための指針を提供する点で、大きな意味がある。日本の監査制度上も、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応が規定されてきた。

その会社にとって、例えば、営業損失が経常的に発生していることや、新たに資金調達を行うことが難しいことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況が生じている場合に、現行監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」では、監査人は、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切である」と判断した上で、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認め

1) 「継続企業」について、Sanders et al. (1938, 3) は、次のように記している。ここでは、「企業が将来にわたって事業活動を継続すること」が想定されている、と理解できる。

「財務諸表が作成される際に従うもう1つの重要な慣習は、その企業がおおよそ通常の過程において事業をやり続ける継続企業である、ということである。強制された清算は、資産価値の大きな削減を生じさせるであろうということ、無形資産は通常完全に消滅し、有形固定資産は残存価額に近い金額で売却され、そして流動資産の価値さえかなり損なわれるであろう、ということ、誰もが認識する。しかし、そのような評価は、通常の状況における企業については、重大な事実ではなく、その企業は、その資産を通常の取引の過程において転換することを期待する。…」

られる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明するときには、継続企業の前提に関する事項について監査報告書に追記しなければならない」とされている。それでは、(1):次節の(1)で述べるような「一定の事実によって継続企業の前提が成立していない」状況の前の段階の「継続企業の前提が疑わしい」状況において、監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断する余地はあるのだろうか。また、(2):「経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成しているのだから、監査人が継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではないと判断する余地はない。」旨の主張を行う論者がいるとしたら、その論者にとっては、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断する余地はないことになるが、果たしてその考えは正しいだろうか。

もし、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する余地があるならば、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する場合の対応(例えば、無限定適正意見(無限定意見))に加えて、新しい監査人の対応を論理的に導く余地が出てくる。その結果、監査報告書の読者である利害関係者に対しては、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」との判断に加えて、監査人の対応を通じて「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」との判断も伝達できるようになり、結果として、利害関係者の意思決定にも影響が出てくる可能性がある。

以上の問題意識を踏まえて、まず本稿の第2節の(1)~(2)及び第3節では、次のことを示す。それは、監査基準委員会報告書570(日本公認会計士協会(2011))が公表される前の、2009年改訂前の監査基準及び関連実務指針についても、2009年改訂後の監査基準及び関連実務指針についても、(1):「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうかは監査人には判断できない」状況を想定している、と考える必要はないが、(2):監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断する余地はある、ということである。

また、第2節の(3)及び第3節の(2)では、①：2009年の監査基準改訂前の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 3」及び日本公認会計士協会（2002）の22項に見られるような、継続企業の前提についての重要な疑義を解消させるための「合理的な経営計画等が経営者から監査人に対して提示されない」こと、及び②：2009年の監査基準改訂後の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 3」及び日本公認会計士協会（2009a）の23項に見られるような、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」がある場合に、監査人に対して経営者が「評価及び対応策を示さない」ことを取り上げて、次のことを指摘する。それは、[1]：仮に「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する状況を想定してみても、「経営者から合理的な経営計画等が提示されない」ことや、経営者が「評価及び対応策を示さない」ことが、「財務諸表項目の正否を監査人が判断することを不可能にする原因」ではない場合には、「除外事項²⁾が財務諸表に与える影響」のように、「財務諸表に与える影響」を意味のある形で特定することができないので、結果として、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する状況を想定する必要がない、ということである。そして、[2]：「経営者から合理的な経営計画等が提示されない」ことや、経営者が「評価及び対応策を示さない」ことが、「財務諸表項目の正否を監査人が判断することを不可能にする原因」ではない場合には、結果として、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況を想定する必要があることを、同時に指摘する。

第4節では、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する場合の対応として、「意見不表明」を導く。そして、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断する監査人が、「将来に

2) 本稿では、様々な文献・制度を踏まえ、(1)：一般に認められた会計原則(会計基準)に照らして、金額的に重要な虚偽であることが監査人に確かめられたところの財務諸表項目、及び(2)：「監査範囲の制限」があった場合に、金額的に重要な虚偽があるかどうかを監査人が確かめることができなかったところの財務諸表項目を「除外事項」と定義する。

会社が継続企業でなくなることを想定した結果、監査報告書に記載する「財務諸表に与える影響」として考えられるのは、そのような判断を反映するための「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える影響」であることを示す。

他方、第2節の(2)及び第3節の(2)で示した、2009年の監査基準改訂前の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 3」及び日本公認会計士協会（2002）の22項と、2009年の監査基準改訂後の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 3」及び日本公認会計士協会（2009a）の23項が、(1)：「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する状況を想定しているのか、それとも、(2)：「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況を想定しているのかが明確ではないことに起因して、第4節では、「継続企業の前提が疑わしい」状況で「意見不表明」がなされた3つの監査報告書（第2節の(2)及び第3節の(2)を参照）について、次の2つの問題が生じることを示す。

1つ目は、監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断しているのか、それとも、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断しているのかがわからなくなるので、監査報告書の読者が混乱する可能性がある、という問題である。そして2つ目は、継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうかについてのそれぞれの監査人の判断と整合的な、「財務諸表に与える影響」についての解釈が2つに分かれる—①：財務諸表項目の正否を監査人が判断できない場合の、当期の財務諸表に与える「潜在的な重要な虚偽表示の影響」と、②：先に述べた「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える影響」—ことによって、利害関係者は、財務諸表がどのような影響を受けているのかわからず、そのような財務諸表を利用しにくくなる、という問題である。

第4節では、この2つの問題を解決するために、監査基準及び関連実務指針が、継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうかについての監査人の判断と、その判断と整合的な、監査報告書に記載される「財務諸表に与える影響」を明示する必要がある旨を指摘する。最後の第5節では、本稿の結

論、貢献、今後の課題を示す。

2. 2009年改訂前の監査基準及び関連実務指針

(1) 「継続企業の前提が疑わしい場合」に「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する余地

まず、日本の監査基準及び関連実務指針において、経営者は継続企業を前提として財務諸表を作成しているものの、「継続企業の前提が疑わしい状況」において、そもそも「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する余地があるのかどうか問題になる。この問題について、2002年改訂監査基準、及び現行監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 4」（〔制度2-1〕）では、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない」と記されている。

〔制度2-1〕—監査基準 第四 報告基準 六 継続企業の前提 4

「監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には、継続企業を前提とした財務諸表については不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。」（傍線筆者）

しかし、以下に示す企業会計審議会（2002）の「監査基準の改訂について」の「三 主な改訂点とその考え方 6 継続企業の前提について (2) 監査上の判断の枠組み」（〔制度2-2〕 (1)）や、日本公認会計士協会（2002）の18、24項（〔制度2-2〕 (2)～(3)）³⁾を踏まえると、〔制度2-1〕に見られる「継続企業を前提とし

3) 〔制度2-2〕 (2)では、「一定の事実」として、「更生手続開始決定の取消し、更生計画の不認可など」、「再生手続開始決定の取消し、再生計画の不認可など」、「整理開始後の破産宣告」、「破産法の規定による破産の申立て」、「商法の規定による特別清算開始の申立て」（日本公認会計士協会（2009a）の19項では、「商法」が「会社法」になっている）、「法令の規定による整理手続によらない関係者の協議等による事業継続の中止に関する決定」、「行政機関による事業停止命令」が挙げられ

て財務諸表を作成することが適切でない」場合とは、何かの「一定の事実」によって「継続企業の前提が成立していない」状況を指している、と考えられる。このような「一定の事実によって継続企業の前提が成立していない」状況は、少なくとも本稿で想定している「継続企業の前提が疑わしい状況」ではない。

[制度2-2] 一三 主な改訂点とその考え方 6 継続企業の前提について (2) 監査上の判断の枠組み, 日本公認会計士協会 (2002), 18, 24項

- (1): 「…ただし、事業の継続が困難であり継続企業の前提が成立していないことが一定の事実をもって明らかなきは不適正意見を表明することになる。」
 (三 主な改訂点とその考え方 6 継続企業の前提について (2) 監査上の判断の枠組み) (傍線筆者)
- (2): 「監査人は、継続企業の前提が成立していないことが次のような一定の事実をもって明らかなる場合には、継続企業を前提として財務諸表を作成することは不適切であると判断しなければならない。」(日本公認会計士協会(2002), 18項) (傍線筆者)
- (3): 「監査人は、継続企業の前提が成立していないことが一定の事実をもって明らかなる場合において、財務諸表が継続企業の前提に基づいて作成されているときは、不適正意見を表明する。」(日本公認会計士協会(2002), 24項) (傍線筆者)

本稿で想定している「継続企業の前提が疑わしい状況」には、企業会計審議会(2002)の「監査基準の改訂について」の「三 主な改訂点とその考え方 6 継続企業の前提について (2) 監査上の判断の枠組み」([制度2-3])に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況」は含まれるが、「一定の事実によって継続企業の前提が成立していない」状況は含まれない。そうであれば、[制度2-1] 及び [制度2-2] (1)~(3)の規定内容を指して、制度上、「継続企業の前提が疑わしい状況」において、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する余地がある旨を主張することはできないことがわかる。

ている。

[制度2-3] 一三 主な改訂点とその考え方 6 継続企業の前提について (2) 監査上の判断の枠組み

「監査人による継続企業の前提に関する検討は、経営者による継続企業の前提に関する評価を踏まえて行われるものである。具体的には、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況の有無、合理的な期間（少なくとも決算日から1年間）について経営者が行った評価、当該事象等を解消あるいは大幅に改善させるための経営者の対応及び経営計画について検討する。」（傍線筆者）

それでは、「一定の事実によって継続企業の前提が成立していない」状況ではなく、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成している場合に、監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断する余地があるかどうかであるが、まず、日本公認会計士協会（2002）の14項では、次のように記されている（[制度2-4]）。この[制度2-4]は、内容から見て、上記の[制度2-3]の「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況」を「解消あるいは大幅に改善させるための経営者の対応及び経営計画」を監査人が「検討する」こととの関係で問題になる規定である。また、同じく[制度2-4]は、内容から見て、2002年改訂監査基準の「第三 実施基準 三 監査の実施 5」や2005年改訂監査基準の「第三 実施基準 三 監査の実施 7」（[制度2-5]）の「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在すると判断した場合」に、監査人が「当該疑義を解消させるための対応及び経営計画等の合理性を検討」することとの関係でも問題になる。

[制度2-4] 一日本公認会計士協会（2002），14項

「監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況を識別した場合には、当該事象又は状況に対する経営計画等が、当該事象又は状況を解消あるいは大幅に改善させるものであるかどうか、実行可能なものであるかどうかについて、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。

この場合、監査人は、経営計画等のてん末について予測することはできないため、実施可能な範囲で例えば次の点を考慮して、経営計画等が不合理でないかど

うかを判断することに留意する。」(傍線筆者)

[制度2-5] —2002年改訂監査基準 第三 実施基準 三 監査の実施 5, 2005年改訂
監査基準 第三 実施基準 三 監査の実施 7

「監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該疑義に関して合理的な期間について経営者が行った評価、当該疑義を解消させるための対応及び経営計画等の合理性を検討しなければならない。」(傍線筆者)

この[制度2-4]の内容に触れる前に、日本公認会計士協会(2002)で示されている「経営計画等」、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況を解消あるいは大幅に改善させるための対応又は経営計画」(6項)の例として、後の議論との関係で、まず、株式会社セレコム(以下、「セレコム」)の2007年個別財務諸表の「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」を挙げておく([事例2-1])⁴⁾。この[事例2-1]によると、セレコムは、「当事業年度において386,782千円の営業損失、857,547千円の当期純損失を計上」しており、そのことによって「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在」している。この「状況を解消し、財務体制の改善を図る」ために、セレコムは、「第10期及び中期事業計画」を策定した。[事例2-1]では、その計画は「財務対策」と「事業基盤の構築」を骨子としている旨が示されている。

[事例2-1] —セレコムの2007年個別財務諸表の注記

「当社は、当事業年度において386,782千円の営業損失、857,547千円の当期純損失を計上しております。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

4) 本稿で示す日本の監査報告書及び財務諸表の注記の事例は、eolより様々な検索用語を用いて試行錯誤しながら入手した。また、本稿で示す監査報告書及び財務諸表の注記の事例については、議論に必要な部分のみを示す。

財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消し、財務体制の改善を図る為、「第10期及び中期事業計画」を策定いたしました。当該計画は、財務体質の改善を図る財務対策と収益性の高い事業基盤の構築を骨子としており、以下の内容となっております。財務対策においては、まず福島県広野町、栃木県日光市にある販売用不動産を5月を目処に売却いたします。また、株主総会で承認を受けた新株発行による資金調達を早期に実施すると共に、外部から資金調達についても適時実施いたします。その他、事務所賃借料等経費の削減、人員の適正配分等により財務体質の健全化・安全化を図り、キャッシュ・フロー重視の経営を目指します。

事業基盤の構築においては、各事業部間の連携と情報管理を密にして、安定した収益確保の為に、事業部ごとに担当責任役員を配置すべく役員を4名から6名に増員して強固な管理体制を構築します。また、多岐にわたる事業内容を見直し、整理して、収益性の乏しい事業からの撤退、アウトソーシングの取組等を行います。一方、現在準備中である弊社が中心となって設立したパワーエッグ事業協同組合に関連するいくつかの発展性のある事業に積極性をもって早期に着手し新たな事業化を図ります。また、フィットネス事業においてテナント契約を行っている世界最大級のホテルチェーンと、フィットネス事業以外のシステムの提供、管理等ホテル関連事業を進めております。そして、フィットネスクラブの隆盛等現在急速に健康産業が拡大し、国民の関心が高まっており、企業へもメタボリックシンドローム対策への対応が具体化されておる中、弊社ではその対策システムをIT化し特定保険指導機関としてのビジネス化のスキームができております。主にこのような経営計画により、財務体制を強化、営業利益の確保と営業キャッシュ・フローの改善を計画しております。

当財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を当財務諸表に反映しておりません。」(傍線筆者)

また、三和銅器株式会社（以下、「三和銅器」とする）の2003年連結財務諸表の「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」には、次のように記されている（[事例2-2]）。この[事例2-2]によると、「当社及び子会社」は、「5,652,787千円の当期純損失を計上した結果、2,550,785千円の債務超過になって」おり、「電力完全自由化を控えた電力各社が以前にも増して設備投資を抑制し発注量を減らしたこと」によって「競争激化による受注価格の更なる下落により採算が極めて悪化」したことや、「通信鉄塔についても移動体通信各社の再編による影響で設備投資見直しが行われ、売上が激減したこと」等によっ

て、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している」。この状況を解消するために、「当社及び子会社」は、「3カ年の再建計画を策定し、関係金融機関に対して翌連結会計年度の借入金の返済猶予、社債償還資金の融資などの金融支援を要請している」。この「再建計画」は、「人件費・外注費の圧縮」等による「固定費・有利子負債の圧縮」等によって、「収益確保を図り債務超過の解消を行っていく」ことをその内容としている。

[事例2-2] 一三和鋼器の2003年連結財務諸表の注記

「当社及び子会社は、当連結会計年度において5,652,787千円の当期純損失を計上した結果、2,550,785千円の債務超過になっている。

当期純損失の発生原因は、電力完全自由化を控えた電力各社が以前にも増して設備投資を抑制し発注量を減らしたことで、競争激化による受注価格の更なる下落により採算が極めて悪化し、また、通信鉄塔についても移動体通信各社の再編による影響で設備投資見直しが行われ、売上が激減したこと、連結子会社において、稼働率の低下により固定費が回収できなかったことや通信鉄塔の仕様変更に伴い多額の損失が発生したこと、また、持分法適用会社の資産悪化により、同社に対する債権の損失負担が発生したことなどによるものである。なお、資金繰りについては、借入金返済の繰延手続をしているが、一部についてこの手続が未了である。また、翌連結会計年度に返済または償還期限が到来する借入金及び社債はそれぞれ3,751,557千円、300,000千円である。

当該状況により、平成15年3月31日現在において、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。

当社及び子会社は、当該状況を解消すべく、事業の抜本的見直しを行い、3カ年の再建計画を策定し、関係金融機関に対して翌連結会計年度の借入金の返済猶予、社債償還資金の融資などの金融支援を要請している。

本計画は、当社及び子会社全体で、人件費・外注費の圧縮及び浜松町本社の売却、湘南事業所閉鎖・売却による固定費・有利子負債の圧縮を進めながら、主力鉄塔事業を徹底した低コスト構造の達成により、鉄塔事業縮小の中にあっても規模を追うことなく、安定した収益基盤を持った経営構造に転換し、パワーヒートパイプ事業・メッキ事業にも傾注することにより、収益確保を図り債務超過の解消を行っていくものである。

更に、当社及び子会社は、今後も債務超過解消をより確実にする経営安定化策を講じていく方針である。

連結財務諸表は、継続企業を前提として作成しており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映していない。」(傍線筆者)

さて、[制度2-4]に戻ろう。[制度2-4]では、「監査人は、…入手しなければならぬ」と記されているが、この記述内容のうち、先ほど示した日本公認会計士協会（2002）の6項の「経営計画等」との関係では、「経営計画等が、当該事象又は状況を解消あるいは大幅に改善させるものであるかどうか、実行可能なものであるかどうか」について、監査人は、「経営計画等が不合理でないかどうかを判断する」旨が記されている。

他方、[制度2-4]に見られる、監査人が考慮する「次の点」として、日本公認会計士協会（2002）の14項では、①：「<資産の処分に関する計画>」については、「資産処分の制限（抵当権設定等）」、「処分予定資産の売却可能性」、「売却先の信用力」、「資産処分による影響（生産能力の縮小等）」が示されている。また、②：「<資金調達計画>」については、「新たな借入計画の実行可能性（与信限度、担保余力等）」、「増資計画の実行可能性（割当先の信用力等）」、「その他資金調達の実行可能性（売掛債権の流動化、リースバック等）」、「経費の節減又は設備投資計画等の実施の延期による影響」が示され、③：「<債務免除の計画>」については、「債務免除を受ける計画の実行可能性（債権者との合意等）」が示されている。

以上の①～③を考慮した上で、監査人は、経営者の「経営計画等が不合理でないかどうかを判断する」（[制度2-4]）が、そのこととの関連で、日本公認会計士協会（2002）の15項では、次のように記されている（[制度2-6]）。[制度2-6]では、「経営計画等の検討に関連する監査手続」として、「経営者と討議すること」や「顧問弁護士に照会すること」、そして「財務的能力を検討すること」が挙げられている。

[制度2-6] 一日本公認会計士協会（2002）、15項

「経営計画等の検討に関連する監査手続には、例えば以下のものが含まれる。

- ・ 経営計画等に含まれるキャッシュ・フロー、利益その他関連する予測財務情報を分析し経営者と討議する。
- ・ 企業の直近の財務諸表又は中間財務諸表を分析し経営者と討議する。

- ・ 重要な訴訟や賠償請求等の影響について、経営者の評価を検討するとともに、顧問弁護士に照会する。
- ・ 親会社、取引金融機関等による財務的支援の可能性や当該支援実行のための財務的能力を検討する。（傍線筆者）

ここで問題になるのは、[制度2-4] や [制度2-6] において、継続企業の前提が疑わしい状況で、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況が排除されているのか、という点である。[1]：[制度2-4] について言えば、[制度2-6] に示されているような監査手続を監査人が行った結果、経営者の「経営計画等が不合理である」と判断することによって、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断することは想定できる。また、[2]：以下に示す2002年改訂監査基準の「第三 実施基準 一 基本原則 5」(現行監査基準の「第三 実施基準 一 基本原則 6」)([制度2-7] (1)) や日本公認会計士協会 (2002) (及び日本公認会計士協会 (2009a)) の7項 ([制度2-7] (2)) に見られるように、「継続企業の前提」に基づいて「財務諸表を作成することが適切であるか否かを検討」した結果、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する余地はある。そして、[3]：日本公認会計士協会 (2002) の17項 ([制度2-7] (3)) や日本公認会計士協会 (2003a) の17項 ([制度2-7] (4)) では、監査人は、「経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかについて判断しなければならない」が、この判断の結果、やはり監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断する余地がある。

[制度2-7] 一2002年改訂監査基準 第三 実施基準 一 基本原則 5, 日本公認会計士協会 (2002), 7,17項, 日本公認会計士協会 (2003a), 17項

(1)：「監査人は、監査計画の策定及びこれに基づく監査の実施において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提(以下「継続企業の前提」という)に基づき経営者が財務諸表を作成することが適切であるか否かを検討しなければならない。」(2002年改訂監査基準 第三 実施基準 一 基本原則 5) (傍線筆者)

- (2):「監査人は、監査計画の策定及びこれに基づく監査の実施において、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるか否かを検討しなければならぬ。」(日本公認会計士協会(2002), 7項)(傍線筆者)
- (3):「監査人は、経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかについて判断しなければならぬ。監査人は、経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であると判断した場合には、継続企業の前提に関する重要な疑義に関わる事項を注記する必要があるかどうか、また、注記する場合にはその内容が適切であるかどうかについて検討しなければならぬ。」(日本公認会計士協会(2002), 17項)(傍線筆者)
- (4):「監査人は、監査意見の表明時点において、継続企業の前提に関する検討結果を踏まえ、最終的に経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかについて判断しなければならぬ。…」(日本公認会計士協会(2003a), 17項)(傍線筆者)

このように、2009年改訂前の監査基準や関連実務指針は、「一定の事実によって継続企業の前提が成立していない」状況ではなく、そこには至らない「継続企業の前提が疑わしい」状況において、経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成している場合に、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況はない旨を明示してはいないし、そのような状況を排除していないことがわかる。その意味で、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する余地はあることになる。

(2) 「**継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうか**が監査人には判断できない」状況を想定する必要性

もっとも、日本公認会計士協会(2002)の20項は、同18項([制度2-2](2))に言及し、「なお、第18項の一定の事実に至っていない状況では、監査人は、合理的な経営計画等が提示され、かつ、継続企業の前提に関する重要な疑義に関わる事項が適切に注記されるよう対処することが必要であることに留意する。」(傍線筆者)と記している。ここでの「第18項の一定の事実に至っていない」状況、即ち、「一定の事実によって継続企業の前提が成立していない」状況の前の段階の「継続企業の前提が疑わしい状況」では、日本公認会計士協会

(2002)は、次のような監査人の役割を想定している、と理解できる。それは、経営者から「合理的な経営計画等」が提示された上で、その監査人は、[制度2-7] (3)に従って、「経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であると判断」し、「継続企業の前提に関する重要な疑義に関わる事項」の注記が必要であるかどうか、及び「注記する場合にはその内容が適切であるかどうか」を検討する、という役割である。

しかし、このような監査人の役割を日本公認会計士協会(2002)から読み取る場合でも、次の点が問題になる。それは、「合理的な経営計画等」が経営者から監査人に提示されない場合には、継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうかについての監査人の判断はどうなるのか、という点である。

まず、経営者から「合理的な経営計画等」が監査人に提示されない場合について、2002年改訂監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 3」([制度2-8] (1))、及び日本公認会計士協会(2002)の22項には、次のように示されている([制度2-8] (2))。(1):この[制度2-8] (1)では、継続企業の前提についての重要な「疑義を解消させるための合理的な経営計画等を提示しない」時に、「意見の表明の適否を判断しなければならない」と規定されており、(2):[制度2-8] (2)では、「経営者から合理的な経営計画等が提示されない場合」に、監査人は、「除外事項を付した限定付適正意見を表明するか又は意見を表明しない」ことが規定されている。

[制度2-8] —2002年改訂監査基準 第四 報告基準 六 継続企業の前提 3, 日本公認会計士協会 (2002), 22項

- (1):「監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在している場合において、経営者がその疑義を解消させるための合理的な経営計画等を提示しないときには、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。」(傍線筆者)
- (2):「監査人は、経営者から合理的な経営計画等が提示されない場合(提示された経営計画等が合理的でない場合や経営者の評価期間が貸借対照表日の翌日から1年に満たない場合を含む。)には、重要な監査手続を実施できなかった場

合に準じて、除外事項を付した限定付適正意見を表明するか又は意見を表明しない。」(傍線筆者)

この[制度2-8](1)~(2)について、まず問題になるのは、次の点である。それは、[制度2-8](1)~(2)が、①:「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する状況を想定しているのか、それとも、②:「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況を想定しているのが明確ではない、という点である。

もっとも、このような[制度2-8](1)~(2)に対する筆者の批判については、次のような反論が予想される([主張A])。この反論は、上記の筆者の批判に対して、[制度2-8](1)~(2)を擁護するものである。

[主張A]

「経営者が監査人に合理的な経営計画等を提示しない」という状況に注目すると、この状況は、監査人にとっては、経営者から経営計画等についての情報を入手できないことを意味しているから、[制度2-8](1)~(2)は、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうか」について、監査人が、「適切である」あるいは「適切ではない」という形の特定の判断を行える状況を想定しているのではなく、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうかが監査人には判断できない」状況を想定している、と考えられる。従って、[制度2-8](1)~(2)に対する、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうか」について、監査人がどのように判断する状況を想定しているのが明確ではない旨の(筆者の)批判は的外れである。」(傍線筆者)

このような反論に対する再反論を行うためには、まず、上記のような反論を行う論者が、監査人の対応として何を導き出そうとするのかを理解する必要がある。先に述べた[制度2-8](1)~(2)が、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうかが監査人に判断できない」状況を想定している、と解釈する場合の根拠として、以下に示すような、セレコム²の2007年個別財務諸表についての監査報告書([事例2-3])と、三和銅器³の2003年連結財務諸表につ

いての監査報告書（[事例2-4]）が考えられる。これらの監査報告書では、「意見不表明」がなされている。

[事例2-3] 一セレコムの2007年監査報告書

「当監査法人は、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。

記

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は、当事業年度において386,782千円の営業損失、857,547千円の当期純損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されているが、当該経営計画等では事業の拡大及び新規事業の成功による営業利益の確保並びに販売用不動産の売却、新株の発行及び外部からの借入れ等による資金調達为前提として含まれており、これらの実行可能性については不確実な部分が多くあるため、会社より提示された経営計画等についての合理性を判断することができなかった。このため、当監査法人は、継続企業を前提として作成されている上記の財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、上記の財務諸表が、上記事項の財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、株式会社セレコムの平成19年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない。」（傍線筆者）

[事例2-4] 一三和鋼器の2003年監査報告書

「当監査法人は、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。

記

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は当連結会計年度において5,652,787千円の当期純損失を計上した結果、2,550,785千円の債務超過の状態にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する再建計画等もまた当該注記に記載されている。しかしながら、再建計画の遂行の前提となる金融機関からの支援についてまだ先方の承諾が得られていないことにより、本計画の内容が合理的であるか否かの判断が行えなかった。このため、継続企業を前提として作成されている上記の連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、上記事項の連結財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、三和鋼器株式会社及び連結子会社の平成15年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない。(傍線筆者)

(1)：先に述べた〔事例2-1〕との関係で、〔事例2-3〕では、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している」状況に対する「経営計画等」には、「事業の拡大及び新規事業の成功による営業利益の確保並びに販売用不動産の売却、新株の発行及び外部からの借入れ等による資金調達が前提として含まれて」いて、「これらの実行可能性については不確実な部分」が多いので、「会社より提示された経営計画等についての合理性を判断することができなかった」との記述がある。また、(2)：先に述べた〔事例2-2〕との関係で、〔事例2-4〕では、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している」状況に対する「再建計画等」について、「再建計画の遂行の前提となる金融機関からの支援についてまだ先方の承諾が得られていないことにより、本計画の内容が合理的であるか否かの判断が行えなかった」との記述がある。

〔制度2-8〕(1)～(2)で想定されているような、経営者から「合理的な経営計画等」が提示されない場合において、この〔事例2-3〕の「会社より提示された経営計画等についての合理性を判断することができなかった」という記述や、〔事例2-4〕の「本計画の内容が合理的であるか否かの判断が行えなかった」という記述を踏まえて、継続企業の前提が疑わしい状況において、「経営者の

経営計画等の合理性を判断できないので、監査人は、継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうか判断できず、監査人は意見を表明しなかった。」と考えて、先に示した〔主張A〕に見られる反論を行う論者がいるかもしれない。しかし、この反論は正しいだろうか。

(1)：仮に、「経営計画等の合理性を監査人が判断できない」ことによって、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうか監査人には判断できない」状況が生じるとしよう。その状況において、上記のように、監査人の対応が「意見不表明」に決まる旨を主張する時に、監査人の対応が「意見不表明」以外のものになる余地は排除されるのだろうか。

ここでの「意見不表明」は、〔事例2-3〕と〔事例2-4〕を踏まえて想定された監査人の対応であるが、「意見不表明」ではなく、〔制度2-8〕(2)に見られるような「除外事項を付した限定付適正意見」に置き換えた場合には、筆者は次のような疑問を提示する。それは、「経営計画等の合理性を監査人が判断できない」ことによって、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうか監査人には判断できない」状況において、監査人の対応が「除外事項を付した限定付適正意見」のみに決まる旨を主張する時に、監査人の対応が「除外事項を付した限定付適正意見」以外のものになる余地は排除されるのだろうか、という疑問である。

このように、「経営計画等の合理性を監査人が判断できない」ことによって、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうか監査人には判断できない」状況が仮に生じると考えても、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうか監査人には判断できない」ことだけに注目した場合に、そのことによって、監査人の対応が特定の1つのみに決まり、それ以外の対応が排除されることを、少なくとも筆者は論証できない⁵⁾。従って、筆

5) 監査人が、ある1つの状況に直面している時に、監査制度上複数の対応を監査人に認めた場合には、その複数の対応のうちの1つ(例えば、「意見不表明」)を監査人が選択した場合に、それ以外の対応をなぜ監査人が選択しないのか、監査報告書の読者に理解できなくなる。従って、「監査人が1つの状況に直面している

者の議論においては、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうか」が監査人には判断できない」状況を想定する必要がない。そのような状況を想定しても、監査人の対応を特定の1つのものに導くことができないからである。

先に示した〔主張A〕に見られる反論を行う論者がいれば、その論者は、監査人の対応がどうなるのかを議論する局面において、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうか」が監査人には判断できない」ことによって、監査人の対応が特定の1つのみに決まり、それ以外の対応が排除されることを論証する必要がある。読者の方は、この点についての論証ができるだろうか。

(2)：しかし、そもそも、「経営計画等の合理性を監査人が判断できない」ことによって、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうか」が監査人には判断できない」状況が生じる、との考えも、自明ではない。筆者の議論においては、上で述べたように、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうか」が監査人には判断できない」状況を想定する必要がないので、「経営計画等の合理性を監査人が判断できない」状況においても、その状況から導かれるのは、①：「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」との監査人の判断か、②：「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」との監査人の判断のいずれか1つである。「経営計画等の合理性を監査人が判断できない」ことによって、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうか」が監査人には判断できない」状況が生じることを論証できないのであれば、先に示した〔主張A〕のように、〔制度2-8〕(1)～(2)が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうか」が監査人には判断できない」状況を想定している、と考えるのは誤りであることがわかる。

以上の議論を踏まえると、〔制度2-8〕(1)～(2)で想定されているような、「経営者から合理的な経営計画等が提示されない」状況について、〔主張A〕のよ

時に、監査人の対応を特定の1つのものに決める必要はない。」旨の主張には、問題がある。

うに、監査人の対応を特定の1つのものに導くことができないところの、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうか」が監査人には判断できない」状況を想定する必要はないし、そのような状況が生じる、との考えも自明ではないことがわかる。そうであれば、[制度2-8] (1)~(2)が、[1]:「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する状況を想定しているのか、それとも、[2]:「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況を想定しているのかが明確ではない、という筆者の批判は的外れではなく、有効な批判であることがわかる。

(3) 2009年監査基準改訂前の監査基準及び関連実務指針の問題点

まず、[制度2-8] (2)は、「経営者から合理的な経営計画等が提示されない場合」に、(1): 監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断する状況で、監査人の対応が「除外事項を付した限定付適正意見」になるか、「意見を表明しない」ことになる旨を示しているように見える。また、[制度2-8] (2)は、同じく「経営者から合理的な経営計画等が提示されない場合」に、(2): 監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断する状況で、監査人の対応が「除外事項を付した限定付適正意見」になるか、「意見を表明しない」ことになる旨を示しているようにも見える。このような[制度2-8] (2)については、監査制度上、「経営者から合理的な経営計画等が提示されない場合」の監査人の対応がどうなるのかが規定される前の段階で、まず、継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうかについて、監査人がどのような判断を行う状況が想定されているのかが、読み手が理解できるように明示される必要がある。

それでは、「経営者から合理的な経営計画等が提示されない」時に、仮に監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断した場合、その時の監査人の対応はどうなるのだろうか。「経営者から合理的な経営計画等が提示されない」ことが、①:[制度2-8] (1)~(2)と異なり、「重要な監査手続を実施できなかったこと」そのものに該当すると考える場合でも、②:[制

度2-8] (1)~(2)に見られるように、「重要な監査手続を実施できなかった場合に準じ」たことに該当すると考える場合でも、[制度2-8] (1)~(2)が、「経営者から合理的な経営計画等が提示されない」ことを、「財務諸表項目の正否を監査人が判断することを不可能にする原因」と捉えているならば、監査人の対応は、「監査範囲の制限」があった場合と同じように考えればよい。

従って、[制度2-8] (2)が、「監査範囲の制限」があった場合と同じように、監査人の対応として「意見表明」と「意見不表明」の両方の余地を認めていることは、理解できる。しかし問題は、[制度2-8] (1)~(2)が、「経営者から合理的な経営計画等が提示されない」ことを「財務諸表項目の正否を監査人が判断することを不可能にする原因」とは捉えていない場合である。

この場合には、(1)：本稿（脚注2を参照）で言うところの「除外事項」がなく、また、(2)：継続企業の前提が疑わしい状況を生じさせる要因として、「金額的に重要な資産の回収可能性の問題があり、その資産の見積りの合理性を監査人が判断できない状況」⁶⁾がなければ、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断していれば、監査人に「意見不表明」の余地はなく、監査人は、何らかの「意見表明」を行うことになりそうである。もっとも、「意見表明」といっても、[制度2-8] (2)を見ると、「経営者から合理的な経営計画等が提示されない」ことによって、監査人が無限定適正意見を表明することは想定されていないことがわかるが、無限定適正意見以外に、監査人がどのような「意見表明」を行う余地があるのかを考える際には、次の点が問題になる。それは、「経営者から合理的な経営計画等が提示されない」ことが、監査対象である財務諸表項目にどのような「影響」を与える（与えている）のか、という点である。

今問題にしている状況では、本稿で言うところの監査上の除外事項はないので、「除外事項が財務諸表に与える影響」は、問題にならない。また、上記のような意味で、資産の見積りの合理性を監査人が判断できない状況もないの

6) この状況が存在し得ることについては、坂柳（2012b, 218-227）を参照。

で、財務諸表に与える「潜在的な重要な虚偽表示という意味の未確定の影響」も、問題にならない。

「経営者から合理的な経営計画等が提示されない」ことによって、どのような影響を財務諸表項目が受ける（受けている）のかについては、[制度2-8] (1)~(2)を見てもわからない。(1):「経営者から合理的な経営計画等が提示されない」ことが、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうかについての監査人の判断にどのような影響を与えるのか」という問題と、(2):継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうかについての監査人の判断がなされた上で、財務諸表に与える影響を考慮して「監査人の対応がどうなるのか」という問題が独立していることを考えると、次のことが言える。それは、「財務諸表項目の正否を監査人が判断できない」状況を問題にする⁷⁾のでなければ、「経営者から合理的な経営計画等が提示されない」ことが、①:「重要な監査手続を実施できなかったこと」そのものに該当する⁸⁾のか、あるいは、

7) 「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断している場合に、「経営者から合理的な経営計画等が提示されない」こと、あるいは次節で取り上げる、経営者が「評価及び対応策を示さない」ことによって、財務諸表項目の正否を監査人が判断できないところのその項目を「除外事項」と捉えた上で、「財務諸表項目の正否を監査人が判断できない」場合に表明される意見を、[制度2-8] (2)や、後述する [制度3-5] (2)に見られるように、「除外事項を付した限定付適正意見」と呼ぶことは可能である。

8) 日本公認会計士協会 (2003b) の「Ⅲ 証券取引法監査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書 (1) 連結財務諸表に関する監査報告書 ④ 継続企業の前提 (+) 監査範囲の制約」では、「(継続企業の前提に重要な疑義が認められ、当該疑義を解消するための経営計画等が提示されず、重要な監査手続を実施できないことから、意見を表明しない場合の文例)」として、以下の文例が示されていた(必要な部分のみ示す)。なお、この文例は、後に公表された日本公認会計士協会 (2009b) の「Ⅲ 金融商品取引法監査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書 (1) 連結財務諸表に関する監査報告書 ④ 継続企業の前提 (+) 監査範囲の制約」では、削除されている。

「当監査法人は、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は……… (以下、無限定適正意見に同じ。) ……連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。

記

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は平成×年×月×日開催の

②：[制度2-8] (1)～(2)を踏まえて、「重要な監査手続を実施できなかった場合に準じ」たことに該当するのにかかわらず、「経営者から合理的な経営計画等が提示されない」ことに伴う「財務諸表に与える影響」を、意味のある形で特定できない、ということである。

「経営者から合理的な経営計画等が提示されない」ことによって、財務諸表にどのような影響を与えるのかが特定できないのであれば、そのような場合に表明される「意見表明」は、利害関係者に「財務諸表が受けているどのような影響を伝達する意見表明なのかがわからない」という意味で、問題のある意見表明である。そうであれば、そのような問題のある意見表明を監査人の対応として導くために、「経営者から合理的な経営計画等が提示されない」ことによって、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する状況をあえて想定する必要はないことがわかる。

そうすると、これまでの議論から、「経営者から合理的な経営計画等が提示されない」場合の監査人の対応を考える上で、想定する必要があるのは、次の状況である。それは、(1)：「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうか監査人には判断できない」状況ではなく、(2)：「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する状況でもなく、(3)：「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況である。

本節では、先に述べたように、日本公認会計士協会（2002）においても、①：

取締役会において民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、〇〇裁判所に申立てを行った。平成×年×月×日に〇〇裁判所から民事再生手続開始決定がなされているが、現在、再生計画案は作成中である。今後、再生計画案は、〇〇裁判所に提出、受理された後、裁判所の認可を得た上で遂行されることになるが、現時点では再生計画案は未確定である。このため、継続企業を前提として作成されている上記の連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、上記事項の連結財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない。」

[制度2-6] に示されている監査手続を監査人が行った結果、経営者の「経営計画等が不合理である」と判断し、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する余地がある旨を主張した。また、②：[制度2-7] (1)~(4)に見られたように、継続企業の前提に基づき「財務諸表を作成することが適切であるか否かを検討」した結果、あるいは、「経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうか」を判断した結果、監査人が「継続企業を作成とした財務諸表の作成は適切ではない」と判断する余地があることも主張した。さらに、本節では、③：継続企業の前提が疑わしい状況において、「経営者から合理的な経営計画等が提示されない」場合には、「財務諸表項目の正否を監査人が判断できない」状況が生じるのでなければ、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況を想定する必要があることを示した。

以上までの議論を踏まえて、本節では、2009年改訂前の監査基準や関連実務指針に対して、「継続企業を前提とした財務諸表の作成の適切であるかどうか」についての監査人の判断と、「経営者から合理的な経営計画等が提示されない」ことが財務諸表に与える影響の観点から、次の3点を指摘しておく。

- (1)：[制度2-8] (1)~(2)では、①：「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する状況が想定されているのか、それとも、②：「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況が想定されているのが明確ではない。
- (2)：「経営者から合理的な経営計画等が提示されない」場合には、「財務諸表項目の正否を監査人が判断できない」状況が生じるのでなければ、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況を想定する必要がある。
- (3)：①：「経営者から合理的な経営計画等が提示されない」ことが、継続企業を前提とした財務諸表の作成の適切性についての監査人の判断にどのような影響を与えるのか、という問題と、②：継続企業を前提とした財務諸表の作成の適切性についての監査人の判断がなされた上での、財務諸表に

与える影響を考慮した監査人の対応の問題は独立しているので、財務諸表項目の正否を監査人が判断できない状況でなければ、「経営者から合理的な経営計画等が提示されない」ことが、監査対象の財務諸表項目に特定の何かの影響を与えるわけではない⁹⁾。

それでは、2009年に改訂された監査基準や関連実務指針では、上記の3つの問題は解決されたのだろうか。次節では、この問題を考察する。

3. 2009年改訂後の監査基準及び関連実務指針

(1) 「継続企業の前提が疑わしい場合」に「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する余地

まず、前節の(1)の〔制度2-1〕との関係で、日本公認会計士協会（2009a）の19項では、〔制度2-2〕(2)と同様に、「監査人は、継続企業の前提が成立していないことが次のような一定の事実をもって明らかな場合には、継続企業を前提として財務諸表を作成することは不適切であると判断しなければならない。」と記されている。前節の(1)でも述べたように、本稿で想定している「継続企業の前提が疑わしい状況」には、「一定の事実によって継続企業の前提が成立していない」状況は含まれない。よって、日本公認会計士協会（2009b）の19項の規定があることを理由に、「継続企業を前提とした財務諸表の作成は適切ではない」と監査人が判断する余地がある旨を主張することはできない。

次に、2009年改訂監査基準、及び現行監査基準の「第三 実施基準 三 監査の実施 8」では、次のように記されている（〔制度3-1〕）。そこでは、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した

9) 本文を踏まえると、「経営者から合理的な経営計画等が提示されない」ことが、〔制度2-8〕(1)～(2)に見られるように、「重要な監査手続を実施できなかった場合に準じ」たことに該当すると考える場合でも、財務諸表項目の正否を監査人が判断できない状況でなければ、監査対象の財務諸表が特定の何かの影響を受けているわけではない。

場合」に、監査人は、そのような事象又は状況に関して「経営者が行った評価及び対応策について検討」し、「なお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめなければならない」とされている。また、日本公認会計士協会（2009a）の14項では、次のように記されている（〔制度3-2〕）。そこでは、監査人は、「経営者が行った評価及び対応策について検討」するが、その際に、「次の点」を考慮して「当該対応策を検討することに留意する」とされている。

〔制度3-1〕 一監査基準 第三 実施基準 三 監査の実施 8

「監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該事象又は状況に関して合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策について検討した上で、なお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめなければならない。」(傍線筆者)

〔制度3-2〕 一日本公認会計士協会（2009a）、14項

「監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該事象又は状況に関して合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策について検討した上で、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを判断するための十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に対する対応策の検討に当たっては、監査人は、対応策が当該事象又は状況を解消し、又は改善するものであるかどうか、及びその実行可能性について検討しなければならない。

この場合、監査人は、当該対応策のてん末について予測することはできないため、実施可能な範囲で例えば次の点を考慮して、当該対応策を検討することに留意する。」(傍線筆者)

この「次の点」として、日本公認会計士協会（2009a）の14項では、(1):「<資産の処分による対応策>」、(2):「<資金調達による対応策>」、(3):「<債務免除による対応策>」が示されている。この(1)~(3)の個々の内容は、前節の(1)に

示した日本公認会計士協会（2002）の14項の内容と同様である。この(1)～(3)を考慮した上で、監査人は、「当該対応策を検討する」（[制度3-2]）が、そのこととの関連で、日本公認会計士協会（2009a）の15項では、「対応策の検討に関連する監査手続」の例として、「対応策に含まれるキャッシュ・フロー、利益その他関連する予測財務情報を分析し経営者と討議する」こと、「企業の直近の財務諸表、中間財務諸表又は四半期財務諸表を分析し経営者と討議する」こと、「重要な訴訟や賠償請求等の影響について、経営者の評価を検討するとともに、顧問弁護士に照会する」こと、「親会社、取引金融機関等による財務的支援の可能性や当該支援実行のための財務的能力を検討する」ことが挙げられている。

[制度3-2] について言えば、上記の日本公認会計士協会（2009a）の15項で示されているような監査手続を監査人が行い、経営者の対応策を、その「実行可能性」を含めて検討した結果、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断することは、やはり想定できる。また、日本公認会計士協会（2009a）の18項（[制度3-3]）では、監査人は、「経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかについて判断しなければならない」が、この判断の結果、やはり監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断する余地がある。

[制度3-3] 一日本公認会計士協会（2009a），18項

「監査人は、監査意見の表明時点において、継続企業の前提に関する検討結果を踏まえ、最終的に経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかについて判断しなければならない。監査人は、経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であると判断した場合には、継続企業の前提に関する事項を財務諸表に注記する必要があるかどうか、また、注記する場合にはその内容が適切であるかどうかについて検討しなければならない。」（傍線筆者）

もっとも、日本公認会計士協会（2009a）の19項は、「継続企業の前提が成立

していないこと」を示す「一定の事実」（例えば、「更生手続開始決定の取消し、更生計画の不認可など」、「再生手続開始決定の取消し、再生計画の不認可など」）に言及し、同21項は、「また、第19項の一定の事実に至っていない状況では、監査人は、経営者により対応策が示され、かつ、継続企業の前提に関する事項が適切に注記されるよう対処することが必要であることに留意する。」（傍線筆者）と記している。ここでの「第19項の一定の事実に至っていない」状況、即ち、「一定の事実によって継続企業の前提が成立していない」状況の前の段階の「継続企業の前提が疑わしい状況」では、日本公認会計士協会（2009a）は、次のような監査人の役割を想定している、と理解できる。それは、経営者から「対応策」が示された上で、その監査人は、[制度3-3]に従って、「経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であると判断」し、「継続企業の前提に関する事項を財務諸表に注記する必要があるかどうか」、及び「注記する場合にはその内容が適切であるかどうか」を検討する、という役割である。

(2) 2009年監査基準改訂後の監査基準及び関連実務指針の問題点

しかし、このような監査人の役割を日本公認会計士協会（2009a）から読み取る場合でも、次の点が問題になる。それは、経営者から監査人に「対応策」が示されない場合には、継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうかについての監査人の判断はどうなるのか、という点である。

この点について、前節で述べた、継続企業の前提が疑わしい状況を解消させるための「合理的な経営計画等」との関係で、企業会計審議会（2009）の「監査基準の改訂について」の「二 主な改訂点とその考え方 2 継続企業の前提に関する意見表明」は、次のように記している（[制度3-4]）。そこでの「現行の報告基準」とは、「重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在している…意見の表明の適否を判断することとされている」という記述から見て、前節の(2)に示した[制度2-8] (1)の規定を指している。その「現行の報告基準」の規定については、「疑義を解消できる確実性の高い経営計画等が示されない場合に

は、監査人は意見を表明できないとの実務が行われているとの指摘」があり、「経営者が評価及び一定の対応策も示さない場合には…意見の表明の適否を判断することとした」と記されている。

[制度3-4] 一二 主な改訂点とその考え方 2 継続企業の前提に関する意見表明

「また、現行の報告基準において、重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在している場合において、経営者がその疑義を解消させるための合理的な経営計画等を示さないときには、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じ、意見の表明の適否を判断することとされている。この規定については、疑義を解消できる確実性の高い経営計画等が示されない場合には、監査人は意見を表明できないとの実務が行われているとの指摘がある。今般、国際的な実務をも踏まえ同規定を見直し、経営者が評価及び一定の対応策も示さない場合には、監査人は十分かつ適切な監査証拠を入手できないことがあるため、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じ意見の表明の適否を判断することとした。」(傍線筆者)

この [制度3-4] を反映する形で、2009年改訂監査基準、及び現行監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 3」([制度3-5] (1))、及び日本公認会計士協会 (2009a) の23項には、次のように示されている ([制度3-5] (2))。(1)：この [制度3-5] (1)では、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して経営者が評価及び対応策を示さない」時には、監査人は、[制度2-8] (1)と同様に、「意見の表明の適否を判断しなければならない」ことが規定されている。(2)：また、[制度3-5] (2)では、監査人が「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」が存在すると判断した場合に、「当該事象又は状況に関して経営者が評価及び一定の対応策を示さない」時に、[制度2-8] (2)と同様に、「除外事項を付した限定付適正意見を表明するか又は意見を表明しない」ことが規定されている。

[制度3-5] 一監査基準 第四 報告基準 六 継続企業の前提 3, 日本公認会計士協会 (2009a), 23項

- (1): 「監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して経営者が評価及び対応策を示さないときには、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめる十分かつ適切な監査証拠を入手できないことがあるため、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。」(傍線筆者)
- (2): 「監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した場合で、当該事象又は状況に関して経営者が評価及び一定の対応策を示さないとき(示された対応策が示されないものと同等の場合や経営者の評価期間が貸借対照表日の翌日から1年に満たない場合を含む。)には、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを判断する十分かつ適切な監査証拠を入手できないことがある。十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて、除外事項を付した限定付適正意見を表明するか又は意見を表明しない。」(傍線筆者)

継続企業の前提が疑わしい場合に、経営者による「対応策」が監査人に示されなかった場合の事例として、株式会社ビジョンメガネ(以下、「ビジョンメガネ」とする)の2009年個別財務諸表についての監査報告書がある([事例3-1])。そこでは、「債務超過を解消若しくは改善するための対応策は作成されていない¹⁰⁾と記され、「意見不表明」がなされている¹¹⁾。

10) ビジョンメガネの2009年個別財務諸表の「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」によると、ビジョンメガネには、「事業再生計画」が存在していた。その「事業再生計画」については、ビジョンメガネの経営者が、「事業の立て直しを当面の優先課題に置き、借入金の返済は資産売却、営業キャッシュ・フローの範囲内で行うこととし、債務超過の解消策については明示しておりません」と記していた。

11) 企業会計審議会(2009)の「監査基準の改訂について」の「三 実施時期等 1」では、「改訂監査基準は、平成21年3月決算に係る財務諸表の監査から実施する。…」とされている。従って、2009年改訂監査基準及び関連実務指針は、ビジョンメガネの財務諸表についての監査報告書の作成に当たっても、適用される。

[事例3-1] ビジョンメガネの2009年監査報告書

「当監査法人は、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。

記

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に関する注記に記載のとおり、会社は当事業年度末において債務超過となっているが、現在、債務超過を解消若しくは改善するための対応策は作成されていない。このため、当監査法人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを判断する十分かつ適切な監査証拠を入手できず、継続企業を前提として作成されている上記の財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、上記の財務諸表が、上記事項の財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、株式会社ビジョンメガネの平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない。」（傍線筆者）

さて、[制度3-5] (1)~(2)では、経営者が「評価及び対応策を示さない」ことによって、監査人が「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否か」を確かめる（判断する）「十分かつ適切な監査証拠を入手できない」状況が問題になっているが、まず理解する必要があるのは、「十分かつ適切な監査証拠」の意味である。

[制度3-5] (1)~(2)が公表される前の日本公認会計士協会（2006）の3項によると、「監査証拠」は、「監査人が監査意見を形成するに足る合理的な基礎を得るために利用するすべての情報」であり、「十分かつ適切な監査証拠」に関係して、同7項では、「充分性は、監査証拠の量の問題である。適切性とは、監査証拠の質の問題、すなわち、取引、勘定残高、開示等に関連して、財務諸表項目レベルにおける経営者の主張…を裏付けたり、又は虚偽の表示を発見す

るために入手した監査証拠の適合性と証明力である。…¹²⁾(傍線筆者)と記されている。ここでの監査証拠の「適切性」との関係で言及されている、監査証拠の「適合性」や「証明力」は、「取引、勘定残高、開示等に関連して、財務諸表項目レベルにおける経営者の主張…を裏付けたり、又は虚偽の表示を発見する」局面で問題になっていることがわかる。

監査人にとって、(1):「財務諸表項目レベルにおける経営者の主張」が裏付けられていない状態、あるいは虚偽の表示が発見されていない状態から、(2):「財務諸表項目レベルにおける経営者の主張」が裏付けられた、あるいは虚偽の表示が発見された状態に変化したのであれば、その変化の原因は、「監査人が監査証拠を入手したこと」である。そうすると、日本公認会計士協会(2006)では明らかにされていないが、監査証拠の「証明力」は、監査人にとって、監査証拠の入手によって、「財務諸表項目レベルにおける経営者の主張」が裏付けられた状態になるその程度、あるいは、虚偽の表示が発見された状態になるその程度」と捉えることができる。

この捉え方によると、監査人にとって、追加的に時間をかけて新しい監査証拠を入手する必要がないほど、十分な量の監査証拠によって「財務諸表項目レベルにおける経営者の主張」が裏付けられている、あるいは虚偽の表示が発見されているのであれば、その監査証拠は、「証明力が強い」ことになる。また、日本公認会計士協会(2006)の8項の、①:「…期末日後の売掛金の回収に関連した記録や文書の閲覧は、売掛金の期末日における実在性と評価の妥当性の

12) 日本公認会計士協会(2006)の17項では、「経営者の主張」について、次の3つが示されている。それは、(1):「① 発生」、即ち「記録された取引や会計事象が発生し企業に関係していること」や、「② 網羅性」、即ち「記録すべき取引や会計事象がすべて記録されていること」等の「(1) 監査対象期間の取引や会計事象に係る経営者の主張」、(2):「① 実在性」、即ち「資産、負債及び資本が実際に存在すること」や、「② 権利と義務」、即ち「企業は資産の権利を所有しており、負債は企業の債務であること」等の「(2) 期末の勘定残高に係る経営者の主張」、(3):「① 発生及び権利と義務」、即ち「開示されている取引、会計事象及びその他の事項が発生し企業に関係していること」や、「② 網羅性」、即ち「財務諸表に開示すべき事項がすべて開示されていること」等の「(3) 表示と開示に係る経営者の主張」の3つである。

両方に関する監査証拠を提供するが、売掛金の期間帰属の適切性については必ずしも監査証拠を提供しない。…」との記述や、②：「…例えば、たな卸資産の物理的実在性に関する監査証拠を入手することにより、たな卸資産の評価の妥当性に関する監査証拠を入手することはできない。」との記述に見られるように、「財務諸表項目レベルにおけるある経営者の主張に適合する監査証拠を提供する監査手続は、他の経営者の主張に適合する監査証拠を提供しないことがある」（同8項）（傍線筆者）状況は、次のことを意味する。

それは、「他の経営者の主張に適合する監査証拠を提供しない」ところの、「財務諸表項目レベルにおけるある経営者の主張に適合する監査証拠」は、仮に十分な量があっても、「証明力が弱い」ということである。そうすると、日本公認会計士協会（2006）を踏まえると、「十分かつ適切な監査証拠」は、「財務諸表項目レベルにおける経営者の主張に適合する、十分な量の証明力が強い監査証拠」と捉えることができる。

ここで問題になるのは、次の点である。それは、経営者が「評価及び対応策を示さない」ことによって、監査人が「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否か」を確かめる（判断する）「十分かつ適切な監査証拠を入手できない」状況について、[制度3-5] (1)~(2)では、(1)：「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する状況が想定されているのか、それとも、(2)：「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況が想定されているのかが明確ではない、という点である。ここでも、前節の(2)の議論と同様に、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうかを監査人には判断できない」状況を想定する必要はない。

他方、監査人が「十分かつ適切な監査証拠を入手できない」という点を踏まえて、経営者が監査人に「評価及び対応策を示さない」ことが、①：[制度3-5] (1)~(2)と異なり、「重要な監査手続を実施できなかったこと」そのものに該当すると考える場合でも、②：[制度3-5] (1)~(2)に見られるように、「重要な監査手続を実施できなかった場合に準じ」たことに該当すると考える場合で

も、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断し、「財務諸表項目の正否を監査人が判断できない」状況を〔制度3-5〕(1)~(2)が想定している、と考えることはできる。しかし問題は、〔制度3-5〕(1)~(2)が、経営者が「評価及び対応策を示さない」ことを「財務諸表項目の正否を監査人が判断することを不可能にする原因」とは捉えていない場合である。

この場合、前節の(3)の議論と同様に、監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断した上で、「意見表明」を行うと考えた場合に、経営者が「評価及び対応策を示さない」ことが、監査対象である財務諸表項目にどのような「影響」を与えるのか、という点が問題になる。前節の(3)の議論と同様に、[1]：経営者が「評価及び対応策を示さない」ことが、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうかについての監査人の判断にどのような影響を与えるのか」という問題と、[2]：継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうかについての監査人の判断がなされた上で、財務諸表に与える影響を考慮して「監査人の対応がどうなるのか」という問題が独立していることを考えると、経営者が「評価及び対応策を示さない」ことに伴う「財務諸表に与える影響」を、意味のある形で特定することはできない。

このように、財務諸表にどのような影響を与えるのかが特定できないところの「意見表明」は、利害関係者に「財務諸表が受けているどのような影響を伝達する意見表明なのかがわからない」という意味で、問題がある。そうであれば、そのような意見表明を監査人の対応として導くために、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する状況を想定する必要はない。前節の(3)の議論と同様に、経営者が「評価及び対応策を示さない」場合の監査人の対応を考える上でも、想定する必要があるのは、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況であることがわかる。

以上のように、前節の(1)及び(3)の議論と同様に、2009年に改訂された監査基準及び関連実務指針においても、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況は、排除されていなかった。また、〔制

度3-5] (1)~(2)については、経営者が監査人に「評価及び対応策を示さない」ことによって、「財務諸表項目の正否を監査人が判断できない」状況が生じるのでなければ、財務諸表にどのような影響を与えるのかが特定できないところの「意見表明」を監査人の対応として導くために、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する状況を想定する必要はなく、想定する必要があるのは、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況であることを示した¹³⁾。

また、[制度3-5] (1)~(2)では、(1):「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する状況が想定されているのか、それとも、(2):「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況が想定されているのかが明確ではなかった。監査制度上のこの問題も、2009年の監査基準改訂前と変わりが無い。

4. 意見不表明の事例の評価

第2節の(3)と前節では、「経営者から合理的な経営計画等が提示されない」こと、あるいは、経営者が「評価及び対応策を示さない」ことがある場合には、「財務諸表項目の正否を監査人が判断できない」状況が生じるのでなければ、財務諸表にどのような影響を与えるのかが特定できないところの「意見表明」を監査人の対応として導くために、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する状況を想定する必要はないことを指摘した。議論の上で想定する必要があるのは、「経営者から合理的な経営計画等が提示されない」ことや、経営者が「評価及び対応策を示さない」ことによって、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況

13) 経営者が監査人に「評価及び対応策を示さない」ことが、[制度3-5] (1)~(2)に見られるように、「重要な監査手続を実施できなかった場合に準じ」たことに該当すると考える場合でも、財務諸表項目の正否を監査人が判断できない状況でなければ、監査対象の財務諸表が特定の何かの影響を受けているわけではない。

であった。それでは、この状況での監査人の対応は、どうなるのだろうか。

本稿で問題にしている「継続企業の前提が疑わしい状況」には、(1):「一定の事実によって継続企業の前提が成立していない」状況は含まれないので、「一定の事実によって継続企業の前提が成立していない」場合に適用される財務諸表の作成基準に従って経営者が財務諸表を作成していないことを理由に、不適正意見(否定的意見)を表明することはできない。また、(2):「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断している状況は、財務諸表が継続企業を前提にした一般に認められた会計原則(会計基準)に準拠していることが確かめられた上で、無限定適正意見が表明される状況ではない。

このような、監査人によって無限定適正意見が表明されないところの、継続企業を前提に作成された財務諸表全体は、①:重要な虚偽表示が財務諸表全体に及ぶことによって不適正意見が表明される、あるいは、②:監査範囲の制限がなされた項目の潜在的な重要な虚偽表示の影響が財務諸表全体に及ぶことによって意見不表明がなされる場合と同様に、会社の利害関係者の意思決定の判断材料として用いられるという意味での有用な情報ではない。この点を踏まえると、監査人の対応は、不適正意見か意見不表明になるのだが、先に述べたように、継続企業の前提が疑わしい状況において、「一定の事実によって継続企業の前提が成立していない」場合に適用される財務諸表の作成基準に準拠していないことを理由に、不適正意見を表明することはできないので、監査人の対応は、残された「意見不表明」ということになる。

それでは、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断して、監査人が意見を表明しない場合に、監査報告書にはどのような「財務諸表に与える影響」が記載されるのだろうか。「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断している監査人が、その会社が将来に事業を行わない可能性(確率)が高いと判断する場合に、「財務諸表に与える影響」として考えられるのは、表現の種類は様々あり得るが、本質的には「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える(与えている)影響」¹⁴⁾である。その会社が将来に事業を行わない可能性が高いと判断

する監査人は、「将来に会社が継続企業でなくなることを想定することによって、このような「財務諸表に与える影響」を監査報告書に記載する余地が出てくる。

このような、「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える影響」は、(1):坂柳(2012a, 77-78)に示したDistributed Logic Corporationの1991年Annual Report中の監査報告書の「会社がゴーイング・コンサーンとして存続することができないとすれば結果として生じるかもしれない資産の簿価の回収可能性と分類,あるいは負債の金額と分類に関係しているあらゆる修正がなされていない」との記述に見られる「当期の連結財務諸表全体が受けている未確定の影響」であり、(2):坂柳(2012a, 78)に示したAIC International, Inc.の1987年Annual Report中の監査報告書の「会社が存在し続けることができないとすれば必要になるかもしれない記録された資産の金額の回収可能性と分類,あるいは負債の金額と分類に関係しているあらゆる修正がなされていない」との記述に見られる「当期の財務諸表全体が受けている未確定の影響」である。このように、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」との監査人の判断を反映するための「財務諸表に与える影響」として、当期の財務諸表が受けている未確定の影響を意味する、「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える影響」が考えられる。

他方、当期の財務諸表との関係で問題になる「影響」について、第2節の(2)で紹介したセレコム2007年監査報告書([事例2-3])では、「上記事項の財務諸表に与える影響の重要性に鑑み」という記載が見られ、同じく第2節の(2)で紹介した三和銅器の2003年監査報告書([事例2-4])では、「上記事項の連結財務諸表に与える影響の重要性に鑑み」という記載が見られた。また、前節の(2)で紹介したビジョンメガネの2009年監査報告書([事例3-1])でも、「上記事項の財務諸表に与える影響の重要性に鑑み」という記載が見られた。

14) この影響を監査人が把握できたとしても、本文で述べたように、「継続企業の前提が疑わしい状況」での監査人の対応は、不適正意見にはならない。

さて、この3つの事例に見られる「上記事項の（連結）財務諸表に与える影響」とは、何を意味しているのだろうか。(1)：もし、この3つの監査報告書について、意見を表明しなかった監査人が、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断している、と解釈するならば、前節までの議論を踏まえて、財務諸表項目の正否を監査人が判断できないことを理由に、当期の財務諸表は、監査範囲の制限がなされた場合のように、「潜在的な重要な虚偽表示の影響」を受けていることになる。そうであれば、十和田観光電鉄株式会社（以下、「十和田観光電鉄」とする）の2004年連結財務諸表について、意見不表明がなされた監査報告書に見られるように、監査契約を平成16年9月7日に結んだ¹⁵⁾都合上、「期首及び期末のたな卸資産の实地たな卸の立会、現金等の実査並びに債権債務の確認の監査手続を実施できず、また、立会、実査、確認以外の他の監査手続による監査の実施上必要な会計記録が不備であり、期首残高の妥当性を確かめ得なかった」といった形で、財務諸表項目の正否を監査人が判断できないことによって意見を表明していない旨を利害関係者に伝達できるように、監査報告書の書き方を規定する実務指針を見直す必要がある。

他方、(2)：もし、[事例2-3]、[事例2-4]、[事例3-1]の3つの監査報告書について、意見を表明しなかった監査人が、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断している、と解釈するならば、この3つの監査報告書に見られる「上記事項の（連結）財務諸表に与える影響」は、何を意味しているのだろうか。本稿の議論においては、監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断している場合の「財務諸表に与える影響」は、先ほど述べたように、当期の財務諸表が受けている未確定の影響を意味する、「将来に会社が継続企業でなくなる」とした場合の当期の財務諸表に与える影響」であった。本稿で示した3つの監査報告書に見られる「上記事項の（連結）財務諸表に与える影響」を、「将来に会社が継続企業でなくなる」とし

15) 十和田観光電鉄の2003年度の決算日は、2004年監査報告書によると、2004年3月31日である。

た場合の当期の財務諸表に与える影響」を指すと解釈し、「意見不表明」がなされたこの3つの監査報告書の記載に、理解しにくい箇所はない旨を主張するのは、監査報告書の読者である利害関係者に一定の時間をかけて説明しない限り、難しいであろう。読者の方は、この点について、どう思われるだろうか。

このように、①：[制度2-8] (1)~(2)及び [制度3-5] (1)~(2)において、[1]：「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する状況が想定されているのか、それとも、[2]：「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況が想定されているのかが明確ではないことに起因して、本稿で示した、意見不表明がなされた3つの監査報告書についても、監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断しているのか、それとも、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断しているのかがわからなくなるので、監査報告書の読者は混乱する可能性がある。

また、②：「財務諸表に与える影響」についても、(1)：「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する状況が想定されているのか、それとも、(2)：「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況が想定されているのかが明確ではないことに起因して、本稿で示した3つの監査報告書に見られる「上記事項の(連結)財務諸表に与える影響」についての解釈が、2つに分かれることになる。その2つの解釈とは、[1]：財務諸表項目の正否を監査人が判断できない場合の、当期の財務諸表に与える「潜在的な重要な虚偽表示の影響」という解釈と、[2]：当期の財務諸表が受けている未確定の影響を意味する、「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える影響」という解釈である。利害関係者は、財務諸表がどのような影響を受けているのかがわからず、そのような財務諸表を利用しにくくなる¹⁶⁾。

16) 本文に示した①~②の問題は、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、監査人に「経営者から合理的な経営計画等が提示されない」場合や、経営者が監査人に「評価及び対応策を示さない」場合に、本稿で紹介していない「意見不表明」

以上の①～②の問題を解決するためには、次のことが必要になる。それは、監査基準及び関連実務指針が、(1)：継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうかについて、監査人がどのように判断する状況を想定しているのかを明示し、そして、(2)：その2つの判断のそれぞれと整合的な、監査報告書に記載する「財務諸表に与える影響」を明示することである。

5. 本稿の結論、貢献、今後の課題

本稿の第2節の(1)～(2)及び第3節によると、2009年改訂前の監査基準及び関連実務指針についても、2009年改訂後の監査基準及び関連実務指針についても、「一定の事実によって継続企業の前提が成立していない」状況ではなく、「継続企業の前提が疑わしい状況」において、(1)：「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうか監査人には判断できない」状況を想定している、と考える必要はないが、(2)：監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断する余地はある。以上が、本稿の1つ目の結論である。

また、第2節の(3)及び第3節の(2)では、①：[制度2-8] (1)～(2)に見られるような、継続企業の前提についての重要な疑義を解消させるための「合理的な経営計画等が経営者から監査人に対して提示されない」こと、及び②：[制度3-5] (1)～(2)に見られるような、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」がある場合に、監査人に対して経営者が「評価及び対応策を示さない」ことが、「財務諸表項目の正否を監査人が判断することを不可能にする原因」ではない場合には、「財務諸表に与える影響」を意味のある形で特定することができないので、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する状況を想定する必要がないことを主張した。また、「経営者から合理的な経営計画等が提示されない」ことや、経営者が「評価及

がなされた監査報告書にも当てはまる。

び対応策を示さない」ことが、「財務諸表項目の正否を監査人が判断することを不可能にする原因」ではない場合には、結果として、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況を想定する必要があることも、同時に主張した。以上のように、[制度2-8] (1)~(2)及び[制度3-5] (1)~(2)においては、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況を想定する必要がある、というのが本稿の2つ目の結論である。

また、本稿の第4節では、「継続企業の前提が疑わしい場合」に「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する場合の対応として、「意見不表明」を導いた。そして、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断する監査人が、「将来に会社が継続企業でなくなることを想定した結果、監査報告書に記載する「財務諸表に与える影響」として考えられるのは、「将来に会社が継続企業でなくなった場合の当期の財務諸表に与える影響」であることを示した。

他方、[制度2-8] (1)~(2)及び[制度3-5] (1)~(2)では、(1):「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する状況を想定しているのか、それとも、(2):「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況を想定しているのが明確ではないという問題があった。この問題に起因して、第4節では、次の問題が生じることを指摘した。

それは、「継続企業の前提が疑わしい」状況で「意見不表明」がなされた本稿の3つの監査報告書について、継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうかについての監査人の判断、及びその判断と整合的な「財務諸表に与える影響」の組み合わせが2つに分かれ、①:監査人の判断について、監査報告書の読者が混乱する可能性がある、という問題と、②:どのような影響を受けているのかがわからない財務諸表を利害関係者が利用しにくくなる、という問題である。この問題を解決するためには、監査基準及び関連実務指針が、継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうかについて、監査人がどのように判断する状況を想定しているのかを明示し、その2つの判断のそ

れぞれと整合的な、監査報告書に記載される「財務諸表に与える影響」を明示する必要があることを指摘した。

以上のように、本稿では、監査基準委員会報告書570（日本公認会計士協会（2011））が公表される前の2009年改訂前の監査基準及び関連実務指針においても、2009年改訂後の監査基準及び関連実務指針においても、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する余地があり、また、[制度2-8] (1)~(2)及び[制度3-5] (1)~(2)においては、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況を想定する必要があることを示した。このことを踏まえた上での本稿の1つ目の貢献は、第1節に示した「経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成しているのだから、監査人が継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではないと判断する余地はない。」旨の主張は、日本の監査制度が想定している状況においては成立しないことを示したことである。それによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況で、監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断する場合の対応を、制度上で規定するための素地ができたことになる。

また、本稿の2つ目の貢献は、[制度2-8] (1)~(2)及び[制度3-5] (1)~(2)、そして「意見不表明」がなされた本稿の3つの監査報告書を分析することを通じて、経営者が監査人に「合理的な経営計画等を提示しない」場合や、監査人に対して経営者が「評価及び対応策を示さない」場合に、監査人の対応を「意見不表明」に決めるための「判断」と、監査報告書に記載される「財務諸表に与える影響」の関係を、以下の2つに整理し、将来の監査制度設計に向けて一定の指針を提供したことである。その関係は、(1):「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する場合に記載される、財務諸表項目の正否を監査人が判断できない場合の、当期の財務諸表に与える「潜在的な重要な虚偽表示の影響」と、(2):「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する場合に、その判断を反映するために記載される、「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える影響」の2つである。

このような、監査人の対応を決めるための「判断」と「財務諸表に与える影響」の関係に注目することによって、筆者の議論の特徴をより明確に読者に伝えるための、様々な先行研究（文献・制度）の評価を適切に行えることが期待できる。今後の課題は、監査人の対応を決めるための「判断」と「財務諸表に与える影響」の関係に注目して、紙幅の都合上、本稿では触れられなかった日本公認会計士協会（2011）、国際監査基準、米国の監査基準書第59号（AICPA（1988））（監査基準書第126号（AICPA（2012）））等の先行研究を評価していくことである。

[引用文献]

AICPA (1988), American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Statement on Auditing Standards (SAS) No.59, *The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern*, April 1988.

AICPA (2012), AICPA, SAS No.126, *The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern* (Redrafted), July 2012.

Sanders et al. (1938), Sanders, Thomas Henry, Henry Rand Hatfield and Underhill Moore, *A Statement of Accounting Principles*, New York: American Institute of Accountants, 1938. (同訳書, 山本 繁, 勝山 進, 小関 勇共訳, T. H. Sanders, H. R. Hatfield, U. Moore著, 『SHM会計原則』, 同文館出版, 1979年.)

企業会計審議会 (2002), 企業会計審議会, 「監査基準の改訂に関する意見書」, 2002年1月25日.

企業会計審議会 (2009), 企業会計審議会, 「監査基準の改訂に関する意見書」, 2009年4月9日.

坂柳 (2012a), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応一意見差控 (意見不表明) を導く判断と財務諸表に与える影響に注目して」, 『会計』, 第182巻第2号, 2012年8月.

坂柳 (2012b), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応一無限定適正意見以外の意見を表明する可能性に注目して」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第63巻第2・3合併号, 2012年12月.

日本公認会計士協会 (2002), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書第22号 (中間報告), 「継続企業の前提に関する監査人の検討」, 2002年7月29日.

日本公認会計士協会 (2003a), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書第22号 (中間報告), 「継続企業の前提に関する監査人の検討」, 2003年1月16日改正.

日本公認会計士協会 (2003b), 日本公認会計士協会, 監査委員会報告第75号, 「監査報告書作成に関する実務指針 (中間報告)」, 2003年1月31日.

日本公認会計士協会 (2006), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書第31号, 「監査証拠」, 2006年3月30日改正.

日本公認会計士協会 (2009a), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書第22号, 「継続企業の前提に関する監査人の検討」, 2009年4月21日改正.

日本公認会計士協会 (2009b), 日本公認会計士協会, 監査・保証実務委員会報告第75号, 「監査報告書作成に関する実務指針」, 2009年4月21日改正.

日本公認会計士協会 (2011), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書570, 「継続企業」, 2011年12月22日.